

## 区間移転の取り扱いについて

事業所の区間移転につきましては、変更届による手続き（手数料対象外）となります。

なお、区間移転の場合、区内移転と違い事業所番号が変わります。介護支援専門員の限度額管理等を考慮し、変更日は1日付とし、変更届は変更日の前々月の10日までにご郵送ください。（必着。閉庁日の場合は、直前の開庁日）

必要に応じて郵送・電話等で内容を確認いたしますのでご承知おき下さい。

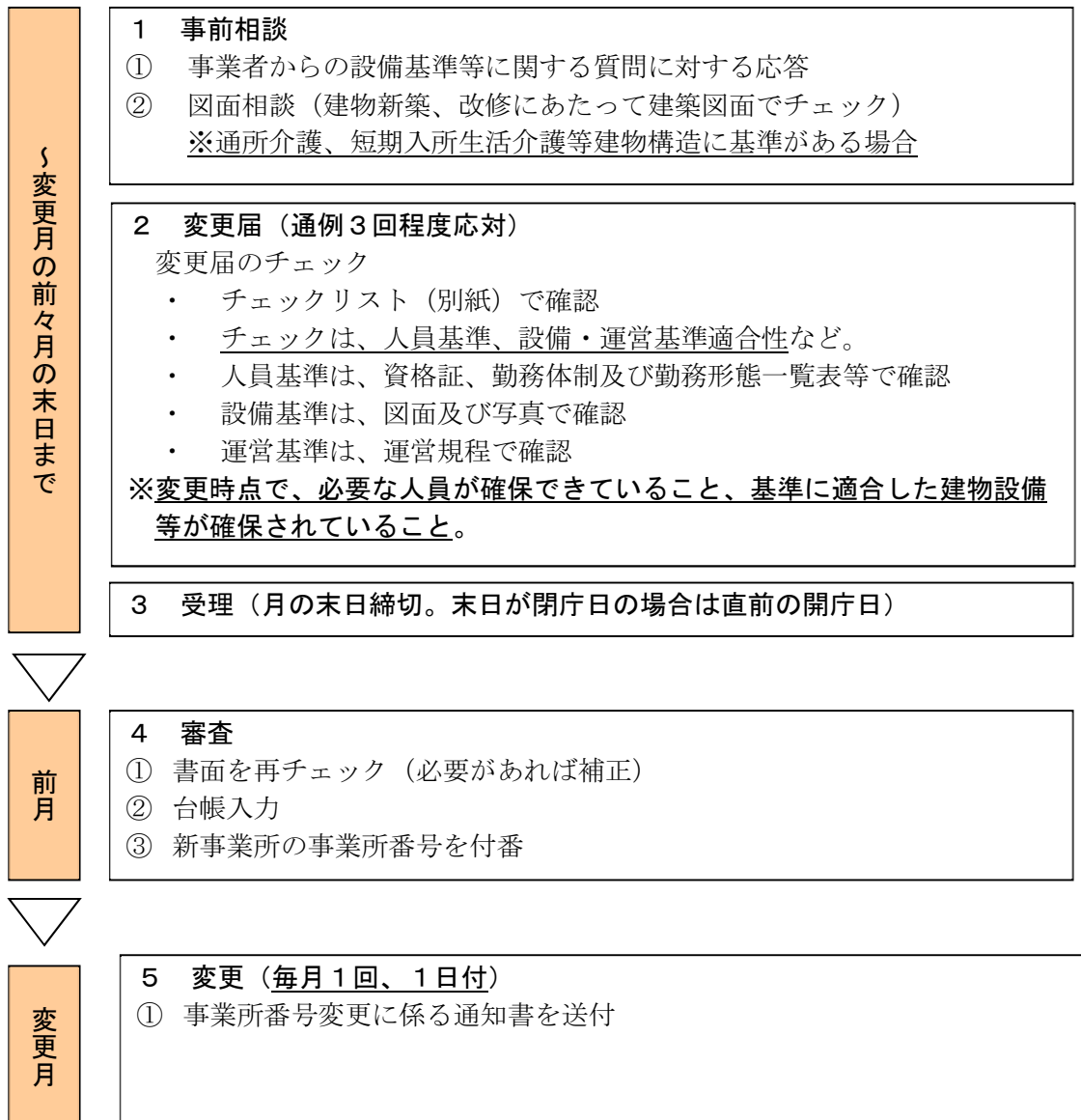
なお、本手続きのスケジュールは、以下のとおりです。

### 1 事業所区間移転の事務の流れ

#### (1) 図面相談

通所系サービス、宿泊系サービス、施設系サービスは、図面相談が必要ですので、必ず事前予約をいただいた上でお越しください。

#### (2) スケジュール



**<区間移転変更届受理後の留意事項>**

変更届受理後、変更月まで約1か月ありますが、その間も変更届の審査期間です。

あくまでも変更予定であり、変更されるまでの間は利用予定者との移転先事業所としての“新しい介護保険事業所番号”としての契約はできませんので御注意ください。

また、広報等については以下のことに注意してください。

- ◎ 内容が虚偽又は誇大なものにならないようにしてください。
- ◎ 「居宅介護支援」については、他の居宅サービスや施設サービスと同一紙面に広告はできません。
- ◎ リーフレット等には、移転先の介護事業所として既に変更がなされているかのような表現はしないようにしてください。(例 良い例：9月1日移転予定、悪い例：9月1日移転) また、内覧会等を開催する場合についても同様です。
- ◎ 各家庭を訪問し、広報を行うにあたっては、強引な勧誘と受け取られかねないような対応は慎んでください。

なお、移転先の事業の開始は原則として指定日と同日としてください。